

**限度額適用・標準負担額減額認定証について(区分Ⅰ・区分Ⅱ)** ※下記の自己負担限度額表を参照

住民税が非課税世帯(区分Ⅰ・区分Ⅱ)の被保険者の人は、健康課または各支所での申請により、医療機関などの窓口負担の限度額の適用や入院時の食費などの軽減を受けるための「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

すでに前年度の認定証をお持ちの人は、引き続き交付対象の場合、新たな認定証を7月下旬に送付しますので手続きは必要ありません。

また、区分Ⅱの人で、新たに91日以上入院がある場合は、食費の軽減を受けるために「被保険者証」、現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「入院日数を確認できる領収書など」をお持ちの上、再度申請をする必要があります。

**限度額適用認定証について(現役Ⅰ・現役Ⅱ)** ※下記の自己負担限度額表を参照

住民税課税所得145～690万円未満(現役Ⅰ・現役Ⅱ)の被保険者および同一世帯に属する被保険者の人は、健康課または各支所での申請により、医療機関などの窓口負担の限度額の適用を受けるための「限度額適用認定証」が交付されます。

負担割合	負担区分※4	自己負担限度額※1	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	現役Ⅲ (課税所得690万以上)	252,600円+ (総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)〈140,100円〉※2	
	現役Ⅱ (課税所得380万以上)	167,400円+ (総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)〈93,000円〉※2	
	現役Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+ (総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)〈44,400円〉※2	
1割	一般	18,000円 (144,000円)※3	57,600円 (44,400円)※2
	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1 75歳の誕生日を迎えた月(1日生まれの人を除く)は、誕生日前の医療保険と後期高齢者医療の2つの制度が適用となるため、自己負担限度額は表中の半額になります。

※2 〈 〉内は過去12カ月以内に外来+入院(世帯単位)の高額療養費の支給を3回以上受けた場合、4回目以降に適用される自己負担限度額を指します。

※3 1年間の計算期間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)のうち、基準日(計算期間の末日)時点で負担割合が1割であった月の外来の自己負担額を合算し、144,000円を超えた場合に、その超えた額を後日払い戻します。

※4 負担区分は諸条件によります。詳しくはお問い合わせください。

**申請に必要なもの**

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・マイナンバーカードなど個人番号が確認できるもの
- ・運転免許証など本人確認ができるもの

※本人または世帯員が令和3年1月1日に市内に在住していなかった場合、その人の今年度の市・県民税所得課税証明書(または非課税証明書)が必要となる場合があります。

**ジェネリック医薬品(後発医薬品) 差額通知について**

令和3年8月と令和4年1月に「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付します。この通知書は、現在処方されている新薬(先発医薬品)からジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合の、自己負担額の差額(薬代がどれくらい軽減されるか)をお知らせするものです。

※薬代の自己負担額が300円以上軽減できる人が対象です。



**身体または精神に重度の障がいを持っている人に手当を支給します**

**特別障害者手当 支給資格者**  
 政令で定める、著しく重度の障がいや、日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅で生活を行っている人

**支給できない場合**  
 ・障害者が支障施設や養護老人ホームなどに入所したとき  
 ・病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院したとき

**手当月額**(令和3年4月現在)  
 27,350円

**障害児福祉手当 支給資格者**  
 政令で定める、著しく重度の障がいや、日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳未満の在宅で生活を行っている人

**支給できない場合**  
 ・障がいや支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき  
 ・障害児入所施設などに入所したとき

**手当月額**(令和3年4月現在)  
 14,880円

**特別児童扶養手当 支給資格者**  
 身体または精神に、重度または中度以上の障がいを持つ20歳未満の子どもを監護している父もしくは母、または



**養育者 支給できない場合**  
 ・児童や、父もしくは母、または養育者が国内に住んでいないとき  
 ・児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき  
 ・児童が児童福祉施設などに入所しているとき

**手当月額**(令和3年4月現在)  
 1級(重度障がい児) 52,500円  
 2級(中度障がい児) 34,970円

※所得により手当の支給が停止されることがあります。

**【初めて手当を受けるには】**  
 福祉課へ必要書類を添付して、認定請求書を出してください。

**【所得状況届について】**  
 8月初めに対象者に「所得状況届などの関係書類」を送付します。8月31日(火)までに、福祉課または支所へ提出してください。

**福祉年金を支給します 対象者**  
 ・身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、県発行の特定医療費(指定難病)受給者証を持っている人  
 ・7月1日以前1年間、市内に在住している人

※転入転出、死亡などにより支給に制限があります。

**支給額**  
 8,000円～14,000円(年額)

**申請方法**  
 福祉課または各支所で、次の書類を持参の上、手続きをしてください。

令和2年7月2日から  
 令和3年7月1日の間に

**新規に手帳を取得した人**  
**手帳の等級が変わった人**  
**すでに特定医療費(指定難病)受給者証により福祉年金を受給している人**

- ・市から送付した申請書
- ・各手帳、受給者証
- ・振込先の通帳

**新規に特定医療費(指定難病)受給者証を取得した人で、まだ申請していない人**

- ・受給者証
- ・振込先の通帳

※すでに福祉年金を受給している人が、障がい者(児)でなくなったときや、振込先口座の変更を要するときは届け出が必要です。

※支給要件の見直しにより、障害者支援施設や老人ホームなどの入所者(措置入所は除く)も支給対象となりました。支給を希望する場合は、福祉課または各支所で手続きをしてください。

**支給方法**  
 12月中旬に指定の口座に振り込みます。